

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 6 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和5年6月29日(木) 午後2時00分から2時41分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	神子修一			
4 出席した委員の氏名	一 委員 黒川範子	三 委員 若山晋	四 委員 関根桂子	
5 欠席した委員の氏名	二 委員 久保田篤正	五 委員 森田高正		
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会6月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会5月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会5月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会5月定例会の議事録は、承認する。</p>			
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の関根委員にお願いする。			
4 議事の取扱い	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、審議事項が5件の計7件である。</p> <p>なお、本日の教委報告第42号、教委議案第28号から第32号については個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 本日の教委報告第42号、教委議案第28号から第32号については、「非公開」審議とする。</p>			

<p>5 報告事項(公開案件)</p> <p>(1) 教委報告第41号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p>	<p>神子教育長： 別途、会議運営方法の変更について、提案する。 非公開案件については、原則として担当課のみの出席としていた。 地方公務員については、地方公務員法第34条において守秘義務が課せられているため、今後について、職員の退席を必要としない取扱いとしたいがどうか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： それでは、今後の非公開案件の取扱いについては、職員の退席をしないこととする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第41号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第41号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第41号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： ロボット制作無料体験会については、火曜日、木曜日の週2日となっているが、児童が参加できる時間帯か。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 小学生と対象としており、参加できる時間帯となっている。</p> <p>黒川委員： 会場がふじ幼稚園となっているのは、なぜか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 会場の提供等で協力をしていただいたのが、ふじ幼稚園であったと思われる。</p> <p>神子教育長： 遊べる水族園で、ザリガニつりがあるが、どのような種類か。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 種類までは不明だが、持ち帰りは出来ないため、川に離したり等といった恐れはない。</p> <p>神子教育長： 念のため、種類について確認して欲しい。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 了解した。</p> <p>神子教育長： 彩の国きずなウォークについて、以前は100キロで実施していたのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 宿泊しながら、100キロで実施していた。</p>
---	---

<p>6 報告事項(非公開案件)</p> <p>(2) 教委報告第42号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」</p>	<p>若山委員： 北本市内では、石戸小学校体育館で宿泊していた。</p> <p>黒川委員： 丸広百貨店が遊べる水族園を開催する趣旨は何か。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 子供達の知識の向上に寄与するとともに、命の大切さを伝える地域貢献活動して開催する。</p> <p>神子教育長： 催事場で集客イベントと販売イベントがある。 今回については、集客イベントであるが、その開催の趣旨として、北本市教育委員会が後援することに合っていれば、名義後援をしたいと考えている。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第41号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第41号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 報告事項の非公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第42号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号については、了承とする。</p>
---	--

7 審議案件(非公開案件)	神子教育長： 審議案件の非公開案件に入る。
(3) 教委議案第28号「デーノタメ遺跡調査指導委員会委員について」	<p>神子教育長： 教委議案第28号「デーノタメ遺跡調査指導委員会委員について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委議案第28号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第28号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第28号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第28号については、可決とする。</p>
(4) 教委議案第29号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」	<p>神子教育長： 教委議案第29号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第29号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第29号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第29号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第29号については、可決とする。</p>
(5) 教委議案第30号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱及び任命について」	<p>神子教育長： 教委議案第30号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第30号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第30号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第30号については、可決としてよいか。</p>

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第30号については、可決とする。

(6) 教委議案第31号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」

神子教育長： 教委議案第31号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

櫻井生涯学習課長： (教委議案第31号の説明)

神子教育長： 教委議案第31号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第31号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第31号については、可決とする。

(7) 教委議案第32号「北本市図書館協議会委員の委嘱及び任命について」

神子教育長： 教委議案第32号「北本市図書館協議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

櫻井生涯学習課長： (教委議案第32号の説明)

神子教育長： 教委議案第32号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第32号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第32号については、可決とする。

8 その他	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>教育総務課： （教科書採択に関する研究協議会及び臨時教育委員会の日程について）</p> <p>教育部長： （市議会一般質問への対応に関する報告について）</p>
9 閉会の宣言	<p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会6月定例会を閉会する。</p> <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和5年7月11日</p> <p>教育長 <u>神子 修一</u></p> <p>署名委員 <u>関根 桂子</u></p> <p>書記 <u>落合 元</u></p>